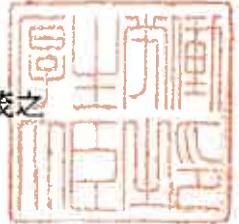


厚生労働省発職 0120 第4号  
令和4年1月20日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令案要綱

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正

保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に係る労働者派遣については、令和五年三月三十一日までの間に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設を労働者派遣を行うことができる病院等に加えるものとすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。